

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（占用料の額）</p> <p>第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 2 条第 3 項に規定する電線共同溝に係る占用料にあっては、同法第10条、第11条第 1 項若しくは第12条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 7 条の規定に基づく市町村の廃</p>	<p>（占用料の額）</p> <p>第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第 1 項又は第 3 項の規定により許可をした占用の期間（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 2 条第 3 項に規定する電線共同溝に係る占用料にあっては、同法第10条、第11条第 1 項又は第12条第 1 項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 7 条の規定に基づく市町村の廃</p>

置分合若しくは市町村の境界変更又は同法第8条第3項の規定に基づき町村を市とする処分（以下「廃置分合等」という。）により市の区域となった区域（当該廃置分合等が行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。）内において、当該廃置分合等が行われた日に法第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は法第35条の規定による協議が成立して現に存する占有物件（以下「既存占有物件」という。）に係る当該廃置分合等が行われた日の属する年度の翌年度（当該廃置分合等が行われた日が年度の初日である場合にあつては、当該年度）以後の各年度の占有料の額は、当該既存占有物件ごとに第2条又は第3条の規定により算定した占有料の額が、当該各年度の前年度の占有料の額に1.1を乗じて得た額（以下「廃置分合等特例額」という。）を超える場合には、これらの規定にかかわらず、当該廃置分合等特例額とする。

置分合若しくは市町村の境界変更又は同法第8条第3項の規定に基づき町村を市とする処分（以下「廃置分合等」という。）により市の区域となった区域（当該廃置分合等が行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。）内において、当該廃置分合等が行われた日に法第32条第1項又は第3項の規定による許可を受け、現に存する占有物件（以下「既存占有物件」という。）に係る当該廃置分合等が行われた日の属する年度の翌年度（当該廃置分合等が行われた日が年度の初日である場合にあつては、当該年度）以後の各年度の占有料の額は、当該既存占有物件ごとに第2条又は第3条の規定により算定した占有料の額が、当該各年度の前年度の占有料の額に1.1を乗じて得た額（以下「廃置分合等特例額」という。）を超える場合には、これらの規定にかかわらず、当該廃置分合等特例額とする。

2 別表（第2条関係）

[略]

備考1～9 [略]

10 占用の期間が1月未満のものについての占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.05を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.05を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

別表（第2条関係）

[略]

備考1～9 [略]

10 占用の期間が1月未満のものについての占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.08を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成26年 4 月 1 日から施行する。